

刈谷市保育補助者雇上強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の私立保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項により都道府県知事が認可している保育所をいい、都道府県及び市町村以外の者が運営するものに限る。以下同じ。）を運営する事業者（以下「事業者」という。）に対し、私立保育所に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）の雇上げに必要な費用を補助することにより、保育の人材確保を図るために交付する刈谷市保育補助者雇上強化事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業者が次の各号のいずれかに該当する保育補助者を市内の私立保育所で新たに雇い上げる事業とする。

(1) 次のいずれにも該当する保育士資格を有していない者

ア 平成29年4月1日以後に新たに雇い上げられた者

イ 子育て支援員研修等の必要な研修又は「保育補助者雇上費貸付事業」及び「保育補助者雇上強化事業」の保育補助者について（平成30年9月13日付け事務連絡厚生労働省子ども家庭局保育課通知）に定める保育に関する40時間以上の実習を受けた者

(2) 次のいずれにも該当する保育士資格を有する者

ア 採用された日から1年を経過していない者

イ 現に保育士として就業していない者

2 事業者は、補助対象事業の実施に当たっては、保育補助者（保育士資格を有する者を除く。）に対して、保育士資格の取得を促さなければならない。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、雇い上げる保育補助者の給料、職員手当等、賃金及び共済費とする。

2 前項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条に規定する子どものための教育・保育給付その他の事業により補助の対

象とされる費用については、補助対象経費としない。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（1）補助対象経費の額から補助対象事業を実施するに当たり収入として得た額を控除した額

（2）愛知県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成29年1月27日施行）別表間接補助事業の部保育補助者雇上強化事業の項に定める額

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに、刈谷市保育補助者雇上強化事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）刈谷市保育補助者雇上強化事業実施計画書（様式第2号）

（2）刈谷市保育補助者雇上強化事業収支予算書（様式第3号）

（3）補助対象事業に係る保育補助者の履歴書の写し

（4）補助対象事業に係る保育補助者の雇用証明書（様式第4号）

（5）第2条第1項第1号に該当する者にあつては子育て支援員研修修了証書又は保育補助者実習等修了証明書の写し、同項第2号に該当する者にあつては保育士資格を有することを証する書類の写し

（変更交付の申請）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該決定に係る内容を変更しようとするときは、別に定める日までに、刈谷市保育補助者雇上強化事業費補助金変更交付申請書（様式第5号。以下「変更交付申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（変更交付の決定等）

第7条 市長は、変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、刈谷市保育補助者雇上強化事業費補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により当該変更交付申請書を提出した者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助決定者は、補助対象事業を実施した年度の末日までに、刈谷市保育補

助者雇上強化事業費補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 刈谷市保育補助者雇上強化事業収支決算書(様式第8号)

(2) 補助対象経費の支払が分かる書類

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行し、改正後の第4条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、改正後の刈谷市保育補助者雇上強化事業費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月2日から施行し、改正後の刈谷市保育補助者雇上強化事業費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。